

令和7年度 高崎市移住支援金対象チェックリスト

I 前提条件

①～⑥のすべてに当てはまる必要があります。

① 申請時において転入日の翌日から起算して1年以内である。	<input type="checkbox"/>
② 会社からの命令（転勤・出向・研修等）ではなく、自己の意思により移住した。	
③ 高崎市には、申請日から継続して5年以上居住する意思がある。	
④ 過去10年以内に申請者または世帯員として移住支援金を受給していない。	
⑤ 暴力団等反社会的勢力と関係を有する者でない。	
⑥ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する。	

II-1 移住元に関する要件

「転入する直前の1年間」について、①または②のいずれかに当てはまる必要があります。

① 転入する直前に連続して1年以上、東京23区に在住していた。（※1）	<input type="checkbox"/>
② 転入する直前に連続して1年以上、東京圏（※2）に在住し、かつ東京23区へ通勤していた。（※3・※4）	<input type="checkbox"/>

※1）本事業における『在住』とは、住民票を置いていることをいう。

※2）東京圏とは、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。ただし、条件不利地域を除く。【高崎市HP参照】

※3）東京23区への『通勤』は、被用者又は雇用者の場合、雇用保険加入期間に限る。

※4）連続しての『通勤』は、3カ月以内の通勤していない期間であれば、連続しての通勤として取り扱うことができる。

II-2 移住元に関する要件

「転入する直前の10年間」について、①～③のいずれかに当てはまる必要があります。

① 『東京23区に在住していた期間』が通算5年以上ある。	<input type="checkbox"/>
② 『東京23区以外の東京圏に在住し、かつ東京23区へ通勤していた期間（※）』が通算5年以上ある。	<input type="checkbox"/>
③ 『東京23区に在住していた期間』と『東京23区以外の東京圏に在住し、かつ東京23区へ通勤していた期間（※）』を合計すると5年以上ある。	<input type="checkbox"/>

※）東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合、通勤期間に通学期間を合算することができる。

III 世帯に関する要件

「世帯」で申請する場合、①～③のすべてに当てはまる必要があります。

① 申請者を含む2人以上の世帯員が転入直前の市区町村において、同一世帯に属していた。	<input type="checkbox"/>
② 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内である。	
③ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等反社会的勢力と関係を有する者でない。	

IV 地域の担い手要件

1～5のいずれかの要件に当てはまる必要があります。

- 1 就業【一般】 …群馬県または他の都道府県が開設するマッチングサイトに掲載された対象求人に応募して採用された方
- 2 就業【専門人材】 …内閣府が実施する専門人材事業を利用して新規就業した方
- 3 テレワーク …移住前の仕事を移住後もテレワークで継続している方
- 4 関係人口 …次ページの「関わり要件（ア）～（オ）」のいずれかに該当し、かつ「担い手確保要件①～④」のいずれかに該当する方
- 5 起業 …群馬県が実施する起業支援金事業に応募し、起業支援金の交付決定を受けた方

■地域の担い手要件の詳細内容

1 就業【一般】

①～⑥のすべてに当てはまる必要があります。

- | | |
|---|--------------------------|
| ①群馬県または他の都道府県が開設しているマッチングサイトに掲載されており、かつ移住支援金の対象である求人により就職していること。また、求人への応募日は、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降である。 | <input type="checkbox"/> |
| ②就業先は、3親等以内の親族が代表、取締役などを担う法人ではない。 | |
| ③就業先には、移住支援金申請日から継続して5年以上勤務する意思を有している。 | |
| ④転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用である。 | |
| ⑤勤務地は、東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在する。 | |
| ⑥週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職している。 | |

2 就業【専門人材】

①～⑥のすべてに当てはまる必要があります。

- | | |
|---|--------------------------|
| ①内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業する。 | <input type="checkbox"/> |
| ②就業先には、移住支援金申請日から継続して5年以上勤務する意思を有している。 | |
| ③転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用である。 | |
| ④勤務地は、東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在する。 | |
| ⑤週20時間以上の無期雇用契約にもとづいて就業し、申請時において在職している。 | |
| ⑥目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提ではない。 | |

3 テレワーク

①～⑤のすべてに当てはまる必要があります。

- | | |
|--|--------------------------|
| ①所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。 | <input type="checkbox"/> |
| ②原則として、恒常的に通勤しない、かつ週20時間以上の勤務である。 | |
| ③出社する頻度は、勤務日数の1/5以内である。 | |
| ④通勤手当は支給されていない、もしくは実費支給である。 | |
| ⑤国が別途実施する地方創生テレワーク交付金の対象事業による支援、助成を受けていない。 | |

4 関係人口

関係人口は、以下の「関わり要件（ア）～（オ）」のいずれかに該当し、かつ「担い手確保要件①～④」のいずれかに該当する必要があります。

なお、転入日が令和7年3月31日以前の方は、「担い手確保要件①～④」の該当は不要です。

《関わり要件》	(ア)【本店・支店】：本市に本店、又は支店が存する企業等に勤務歴があること。 (イ)【直接取引】：本市で生産された物品等の直接取引を行っていること。 (ウ)【通勤・通学歴】：本市に通勤歴または通学歴があること。 (エ)【居住歴】：本市に居住歴があること。 (オ)【親族居住】：本市に親族が居住していること。	} (ア)～(オ)のいずれかに該当
---------	---	-------------------

+

《担い手確保要件》	① 農林水産業に就業する者 ② 家業等へ就業する者 ③ 高崎市内に本店を置く企業等に就業する者（市外の事業所に勤務する者を含む） ただし、高崎市内の支店等に就業する者で、以下のいずれかに該当する者は対象とする。 ・群馬県内に本店を置く企業等に就業する者 ・群馬県外に本店を置く企業等に地域限定型採用等で就業する者 ④ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者	} ①～④のいずれかに該当
-----------	--	---------------

※令和7年3月31日以前に転入した方は該当不要

■関わり要件（ア）～（オ）の詳細 ※各要件の枠内すべての内容に当てはまる必要があります。

(ア)【本店・支店】：本市に本店、又は支店が存する企業等に勤務歴があること。

①本市に本店、又は支店が存在する企業等に勤務していた。	□
②申請日時時点で本（支）店が存在する。（在勤期間中に本（支）店が存在していなくても可。）	
③雇用保険の被保険者として勤務していた。	
※移住に伴う転職先企業等は対象外。	

(イ)【直接取引】：本市で生産された物品等の直接取引を行っていること。

①市内の一次産業生産者により生産された農畜産物等（野菜、果物、乳製品等）である。	□
②農家や生産者集団、協同組合等から直接買い付けを行っている。	
③おおよそ1年以上の継続的な取引を行っている。また、取引伝票等で直接取引を行っていることを証明できる。	
④消費者への提供や販売を行っている（自家消費ではない）。	
⑤法人に勤務している場合、取引に関わる業務に従事している。	

(ウ)【通勤・通学歴】：本市に通勤・通学歴があること。（いずれかに該当）

【通勤歴】 ※移住に伴う転職先企業等は対象外。	□
①雇用保険の被保険者として本市に通勤していた。	
②本（支）店、営業所、店舗等、常設の事務所等への勤務である。（派遣先、仕事現場の場合は対象外。）	□
【通学歴】 学校が発行する証明書（卒業証書や在籍証明書等）で本市に通学していたことを証明できる。	

(エ)【居住歴】：本市に居住歴があること。

過去に本市に居住していたことが「戸籍の附票」または「住民票の除票の写し」に記載されている。	□
---	---

(オ)【親族居住】：本市に親族が居住していること。

①親族は、2親等以内である。（祖父母、両親、兄弟姉妹、子、孫）	□
②親族は、本市に令和3年3月31日以前から申請日時点まで居住している。	
③親族が姻族の場合、令和3年3月31日以前から姻族関係がある。	

■担い手確保要件①～④の詳細

※各要件の枠内すべての内容に当てはまる必要があります。

① 農林水産業に就業する者

<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業している。 ・週20時間以上の勤務である。 	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

② 家業等へ就業する者

<ul style="list-style-type: none"> ・高崎市内の事業所等に就業している個人事業主であり、開業届で高崎市内に事業所（店舗・事務所等）が存することを確認できる。 ・週20時間以上の勤務である。 <p>※事業内容は、家業のほか新規事業等でも対象となる。</p>	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

③ 高崎市内に本店を置く企業等に就業する者（市外の事業所に勤務する者を含む）

ただし、高崎市内の支店等に就業する者で、以下のいずれかに該当する者は対象とする。 ※別表③参照

- ・群馬県内に本店を置く企業等に就業する者
- ・群馬県外に本店を置く企業等に地域限定型採用等で就業する者

<ul style="list-style-type: none"> ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している、または法人経営者である。 ・地域限定型採用等とは、原則として、群馬県外への転勤を前提としない勤務形態である。 <p>※転勤に伴う移住は対象外のため、原則、転職先企業等に限る。</p>	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

別表 ③

区 分	所属部署の所在地（勤務先）	
	市 内	市 外
1 高崎市内に本店を置く企業等（※）	○	○
2 群馬県内に本店を置く企業等（※）	○	×
3 群馬県外に本店を置く企業等（※）	○	×

（地域限定型採用者等に限る）

※「企業等」とは、法務局に登録のある法人の他、以下の法人・団体等も含まれます。

- ・社会福祉法に基づき設立された社会福祉法人
- ・医療法に基づき設立された病院等
- ・その他の法人、団体等（協同組合、商工会、同業組合、学校法人など）

④ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者

<ul style="list-style-type: none"> ・移住前から本市内の地域づくり団体等の市民公益活動に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある。 ・地域づくり団体等の運営側として、活動実績が複数回ある。 	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

5 起業

群馬県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を申請日の1年以内に受けている。	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------